

(写)
4西ま建第706号
令和5年1月20日

西東京市監査委員 櫻井 勉 様

西東京市監査委員 橋本 勇 様

西東京市監査委員 佐藤 公男 様

西東京市長 池澤 隆史
(公印省略)

令和4年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和4年8月30日付4西監第80号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる文具の購入が見受けられた。</p> <p>法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>指摘事項について、改めて法令等の規定を確認し、課内職員の共通の認識とするとともに、文具購入に当たっては、計画的な購入及び適正な管理を徹底するなど、法令にのっとり適正な予算の執行を行うよう周知・徹底した。</p>